|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 京町家カルテ（京都市交付）申請書 | | ※ | No. |
| ※受付日 | 年　　 月　　 日 |
| ※発行日 | 年　　 月　　 日 |
| ※　太枠内は記入しないでください。  ✍申請者について | | | | |
| 申請者名  （町家所有者） |  | | | |
| （申請者が法人の場合）  ご担当者名 |  | | | |
| 申請者の住所 | 〒 | | | |
| 連絡先 | （ 固定電話 ） | | | |
| （ 携帯電話 ） | | | |
| （ファックス） | | | |
| （Ｅメール） | | | |
| ✍対象京町家の概要について | | | | |
| 所在地 | □申請者の住所と同一　　□その他（京都市　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 個別指定年月日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 | | | |
| 個別指定番号 | 第　　　　　　　　　　　　号 | | | |
| ✍申請に当たっての同意、確認事項  　以下の１～５の項目について同意します　→　☐※以下の項目を確認し、□にチェックを入れてください。 | | | | |
| １　京町家カルテ（京都市交付）を作成するために、必要となる家屋内立入調査を行います。  ２　対象京町家について、指定時以降に著しい改変（大幅な柱梁等の構造材の切除、２階（３階）増築等）がある場合等については、京町家カルテを作成できない場合があります。  ３　申請者以外の建物共有者からの本市への問合せについては、申請者から御説明をお願いすることになりますので、あらかじめ共有者にも、申請することについてお伝え願います（問合せの例：申請した目的、建物への立入に関すること等）。  ４　作成された京町家カルテは、個人情報に該当する箇所を除いた後、申請者以外の当該建物所有者（例：建物共有者、相続・売却等による新たな所有者）に再交付することがあります。  ５　作成した京町家カルテの内容は、京町家の普及に関わる活動のために、個人を特定されない形で活用することがあります。 | | | | |

**〇　家屋内立入調査が実施可能な日程についてお知らせください。**

※　調査は「平日９時から１６時までの間」で実施します。事前調査は1時間程度、本調査は建物面積に応じて２～３時間程度で行います。

※　日程は、申請日から３週間以降で、できるだけ幅を持たせて記入してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 調査可能な日程 | | | |
| 記入例 | （例１）水曜日の午後　　　（例２）１１月第４週のいずれか | | | |
| 第１希望 |  | | | |
| 第２希望 |  | | | |
| 第３希望 |  | | | |
| 調査日 |  | 調査員 | （文化情報） | （建物情報） |